

委員会行政視察報告書

大崎市議会 調査活動概要報告書

1. 視察概要

委員会名	建設常任委員会
委員名	佐藤仁一郎、氏家善男、山口文博、佐藤仁一、遊佐辰雄、相澤孝弘、氷室勝好
日時	平成30年10月24日(水)～平成30年10月26日(金)
視察先	1.和歌山県和歌山市 2三重県伊勢市 3三重県四日市市
出席者 (説明者)	1. 和歌山県和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課景観班班長 西田氏 企画員 松下氏 2. 三重県伊勢市都市整備部都市計画課 課長補佐 徳田氏、計画係 曾原氏 3. 三重県四日市市 都市整備部河川排水課長 中村氏

2. 視察内容

視察項目	1. 景観条例について(和歌山県和歌山市) 2. 立地適正化計画について(三重県伊勢市) 3. 総合治水対策について(三重県四日市市)
視察内容 【質疑応答】	1. 景観条例について(和歌山県和歌山市) <p>和歌山市は、人口約35万8,000人、面積208.84平方キロメートルの県庁所在地となっている都市です。史跡和歌山城、和歌の浦、加太・友ヶ島、紀の川など、歴史遺産が多数存在し、豊かな自然環境にあります。</p> <p>和歌山市は、平成23年7月12日に景観条例を制定し、同年9月9日に景観計画の策定、公表を行い、同年12月12日に景観法に基づく届け出制度を開始しました。平成25年3月15日には和歌の浦景観重点地区を指定しております。</p> <p>当初の景観計画は景観重点地区の指定や届け出制度に関する事項など、よい景観を守ることに重点を置いた構成となっておりましたが、計画策定から約5年が経過し、これまでの景観施策の展開により、景観に関する認識も徐々に浸透してきたことや、上位・関連計画の改定、まちづくりの進展や観光客増加など、社会経済情勢の変化を踏まえ、よい景観を守りつつも、よい景観形成に係る仕組みづくりなどにも対応した景観計画に見直すため、平成30年3月31日に景観計画の改定を行っています。</p> <p>改定の概要としては、人を呼び込む景観形成を目指し、景観によるおもてなしや賑わい創出を図り、住民団体との連携による新たな景観拠点の創出や、その仕組みづくりに取り組むこととしており、「守り・育み・活かす」景観形成を目指したとのこと。</p> <p>「守る」景観形成については、和歌山城周辺地区と和歌の浦地区を景観重点地区に指定し、それぞれの区域ごとに届出対象規模や景観形成基準を設定したものであり、「育む」景観形成については、周辺の景観に配慮した建築物を誘導しながら町並</p>

みを育み、住民がその景観を美しく保ったり、手入れをしたりし、その魅力や価値を共有しながらよりよいものに育てていくことなどであります。そして、「活かす」景観形成については、さまざまな人が景観を楽しみ、にぎわい、交流を生み出し、景観資源をまちづくりに生かし、誇り、愛着を生み出すこととなっています。

多くの市民が大事と思う優れた景観や特徴的な景観を有する地区においては、「景観重点地区」に指定し、景観形成に取り組んできましたが、その一方で地域固有の景観を有する地域はそのほかにも多く存在し、景観を切り口とした地域活性化やにぎわいづくりの取り組み、それを通じた地域コミュニティの活性化につながる取り組みなどの必要性が高まってきており、景観まちづくりワークショップ等を通じて、地域での景観の再発見や構想づくりを支援してきたとのことでした。

景観計画の特徴としては、原則として、高さ 13 メートル以上、または築造面積 1,000 平方メートル以上での届け出、重点地区は 10 メートル以上、または築造面積 100 平方メートル以上での届け出が必要であること、景観アドバイザー制度による専門家の相談、助言など景観まちづくりを支援する独自制度や景観まちづくり推進地区を設けるとともに、景観まちづくり推進団体の認定を行っていること、さらには色規制を数値化により強化し、太陽光パネルの設置に関するガイドラインを設けた点が挙げられます。

2. 立地適正化計画について(三重県伊勢市)

伊勢市は、三重県の中東部、伊勢平野の南端部に位置する、人口約 12 万 7,000 人、面積 208.35 平方キロメートルで、観光入込客数が約 1,826 万 8,000 人(平成 28 年)の、比較的温暖な気候に包まれた都市です。北は伊勢湾に面し、中央には宮川や五十鈴川、勢田川が流れ、また東から南にかけては朝熊岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり西には大仏山丘陵が広がる緑豊かな都市でもあり、古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれてきた伊勢神宮を擁し、神宮鎮座のまちとして栄えています。平成 17 年 11 月 1 日、旧伊勢市、旧二見町、旧小俣町、旧御薮村の 4 市町村が合併し、新たな伊勢市が誕生しています。

伊勢市は、人口減少、高齢化等がもたらす課題に対して、都市機能増進(医療・商業・福祉施設・文化施設)の集約、誘導を図る「都市機能誘導区域」、居住を誘導し人口密度を維持する「居住誘導区域」、その他独自のゾーン等を設け、緩やかな誘導等により集約型都市構造の実現を図り、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組んでいくため、「伊勢市立地適正化計画」を平成 30 年 3 月 30 日に作成しております。

立地適正化計画では、都市機能誘導区域の設定に当たり、まず当該区域を設定する候補として拠点となる箇所の抽出に取り組んでいます。その結果、各旧町村の都市マスタープランでの地域交流拠点が候補として位置づけられています。

また、これまでの合併の経緯から、沿岸部の浸水域や用途地域外、区域幹線道路沿線区域にも地域の生活を支える上で重要な拠点が存在しており、地域の特性に応じて一定の都市機能を保ちながら現在の生活利便性の維持を図るため、伊勢市独自に都市機能維持ゾーンを設定しています。

一般居住区域は、積極的な居住の誘導は図らないが、既存集落や新たな居住に対する生活環境を維持していく区域として、都市計画区域内の居住誘導区域外となる箇所から被災リスクの高い区域を除いて設定されており、この区域には約半数の市民が居住し、漁港や農地、名勝二見浦といった伊勢市を特徴づける産業や観光拠点が立地していますが、市民の安全の確保と生活環境の維持も重要であるため、都市マスタープランに基づく土地利用や交通ネットワーク整備、防災、減災対策等が適切に推進されています。

立地適正化計画の策定に当たっては、関係機関や市民に対して説明会を開催し、計画の周知を図ってきたとのことでした。不動産関係者からの重要事項等説明に記載するための問い合わせは多くいただいたが、市民にはどれだけ計画が浸透したかは明確に把握されていないとのことでした。

今後の見通しとしては、行政ができることとして、届け出制度を活用した意識啓発、公共施設の適切なマネジメントや、地域公共交通の再編などの各計画と誘導施策が連携した集約型都市構造の実現を目指しているとのことでした。

3. 総合治水対策について(三重県四日市市)

四日市市は、三重県の東北部に位置する、人口約 31 万 2,000 人、面積 206.44 平方キロメートルの都市です。古くから「四日の市」に象徴される商業の町として、また東海道五十三次の 43 番目の宿場町として繁栄し、陸海交通の要衝ともなっています。明治から昭和にかけては、伊勢湾で最初の開港場である四日市港を中心に、萬古焼(窯業)、菜種油等の地場産業のほか、紡績、ガラス、化学、電気などの近代工業が盛んとなり、市勢は大きく発展しております。特に、昭和 30 年代は我が国初の石油化学コンビナートが臨海部に形成され、国内有数の工業都市に発展しています。この過程で発生した公害問題は、全国に先がけて硫黄酸化物の総量規制を導入するなど、市民、企業と行政のパートナーシップによる懸命な努力によって改善され、現在では良好な環境を取り戻し、産業の発展と環境保全を両立しています。

平成 17 年 2 月には隣接する楠町と合併、平成 20 年 4 月に保健所政令市へ移行し、三重県下最大の都市として、また国際港湾都市にふさわしい発展を遂げるため、住みよい活力のある都市実現に向け、邁進しています。

四日市市において、現在の総合治水対策を実施することになった要因は、平成 12 年 9 月に東海豪雨災害が発生し、以前の総合治水対策では対応できなくなったことから、新たな治水対策計画である緑の基本計画を策定し、平成 18 年 1 月には水道水源保護

条例を施行したとのことです。

四日市市がとる総合治水対策としては、浸水に対する安全度向上のための施策として、「浸透させる」、「貯留(調整)する、遅滞させる」、「流出させる」方法の大きく3つが挙げられます。

「浸透させる」としては、雨水浸透ますの設置や駐車場、道路等の透水性舗装、浸透機能の啓発指導を行っています。また、「貯留(調整)する、遅滞させる」としては、里山などの緑の保全や生産緑地の保全、市街化調整区域の農地の保全など、土地利用の規制指導を行うこととしています。具体的には、1ヘクタール以上の宅地開発については、調整池の設置を義務づけたり、1ヘクタール以下の宅地開発については、場内貯留等の指導をしているとのことです。また、「流出させる」としては、下水道による内水対策で雨水ポンプ場施設の適切な運営管理を行い、施設の耐水性を高めています。さらに、市民自らの防災行動を支援する施策として、情報提供システムの確立と防災資材の備蓄と支給、PRを行っています。

情報提供システムとしては、浸水実績図の公表や、水害ハザードマップの活用、非常時対応システムを確立し、水位、降雨量の観測及び予測機能を充実させています。また、防災資材の備蓄、支給、PRとしては、土のう、砂、止水板の備蓄・支給や、自己防衛資材の備蓄等のPRに努めています。

四日市市では、総合治水対策の理念である「市民・企業・行政の連携のもと、あらゆる主体が治水対策に取り組み、雨につよい四日市を実現する」というキャッチフレーズを掲げ、前述の取り組みを含め、率先して事業を実施しています。また、総合治水対策の普及に向けて、情報の収集、提供、共有の方法と内容をさらに充実させるべく、雨水対策の課題や市民の防災意識の向上に向け取り組みを進めています。

総合治水対策は、地形によって大きな影響を受けるため、その地形に有効な治水計画の策定が必要であります。また、都市計画について、治水対策も考慮して策定すれば、住宅地や商業地の冠水の削減につながり、さらに地下調整池を設けることで都市型冠水を防げるとともに、市の施設や個人宅に浸透ます、雨水貯留タンクを設置することも治水対策につながります

考 察

【所感・課題 ・提言等】

和歌山市における景観条例は、和歌山城の周辺での建物の高さ制限を行うことよっての景観保護や、マンション、ホテルなどの高さ規制や雰囲気にふさわしくない色の規制を行って、住民との協力のもと計画をつくりあげてきたものとなっています。住民の景観保護を望む姿勢と清掃活動など、積極的に景観を守ろうとする姿勢は、大崎市にとっても見習う点があると思われます。今後、条例策定等を行うに当たっては、本市にとって望ましい景観保護となるよう、大いに参考とすべきものであると考えます。伊勢市での今回の調査は、各地域における経済活動や、居住、地域コミュニティーの核となる身近な生活拠点として、地域特性に応じた都市機能や施設の整備に重点的に取り組むこと

が重要であると認識した有意義なものとなりました。本市においても、計画的に施策を実施し、市内各地域の中心部振興及び活性化が図られることを期待するものであります。四日市市は海に接しており、大崎市とは大きな違いがありますが、都市型総合治水対策として今般の調査は非常に参考となったものであり、今後の本市の総合治水対策計画に反映させるべきであると考えます。

以上